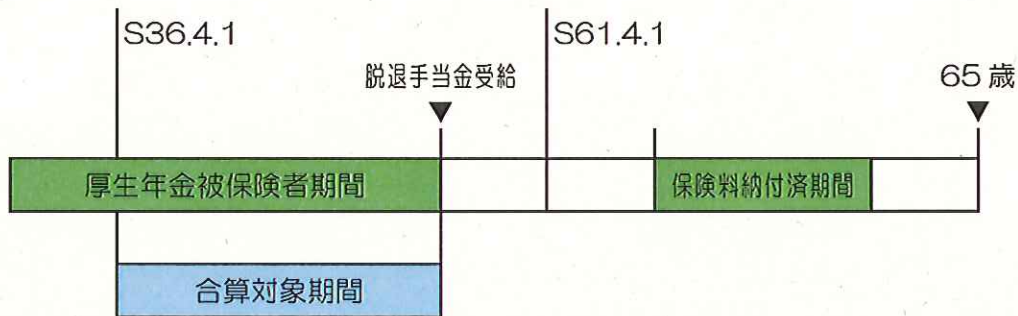


<例9> B11 厚生年金保険・船員保険の脱退手当金を受けた期間（昭和61年4月から65歳に達する日の前月までの間に保険料納付済期間・免除期間がある人に限る）



法附(60)8⑤-7

脱退手当金の計算の基礎となった期間は、合算対象期間とされますが、昭和61年4月以後に脱退手当金を受けた場合は、合算対象期間とされず、年金制度未加入期間となります。

各種共済組合の退職一時金（基礎額の全部を支給されたもの）を昭和54年12月31日までに受けた人が65歳に達するまでの間にその一時金を返還していない場合の、退職一時金の計算の基礎となった期間のうち昭和36年4月1日以後の期間も合算対象期間となります。

なお、昭和36年4月1日以降引き続いている昭和36年4月1日以前の共済組合の組合員期間については、退職一時金受給期間も含め、合算対象期間とすることができ、期間短縮により、老齢基礎年金の受給資格を満たすことになる。

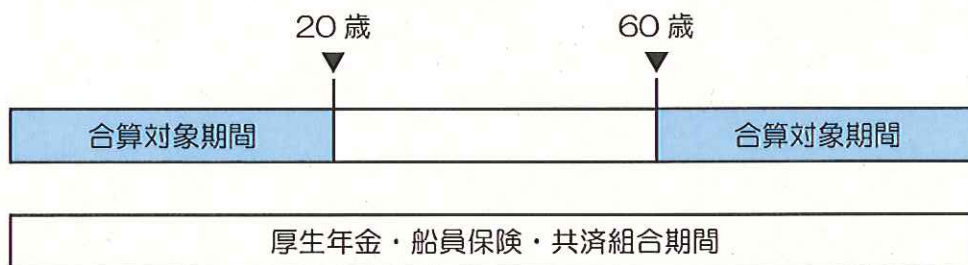
<例10> B12 国民年金の任意脱退の承認を受けて、国民年金の被保険者にならなかった期間

法附(60)8⑤-2

基礎年金制度を導入した後の合算対象期間は、従来の通算対象期間であるカラ期間に比べて範囲を拡大したため、基礎年金導入前に年金に結びつかないということで、任意脱退に該当した人の年金が、任意脱退に該当しない場合も生じました。

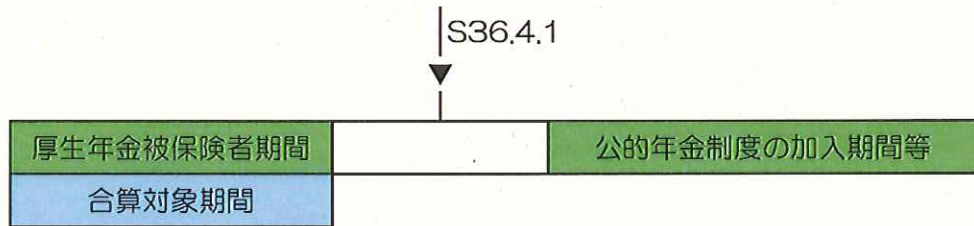
そこで、任意脱退をした人にもその期間を合算対象期間とすることで、年金権に結びつきやすくしようとするものです。

<例11> B13 厚生年金保険、船員保険及び共済組合の組合員期間のうち20歳未満または60歳以上の期間



法附(60)8④⑤-6

<例12> C14 厚生年金保険・船員保険の被保険者期間（昭和36年4月以後に公的年金加入期間がある場合に限る）

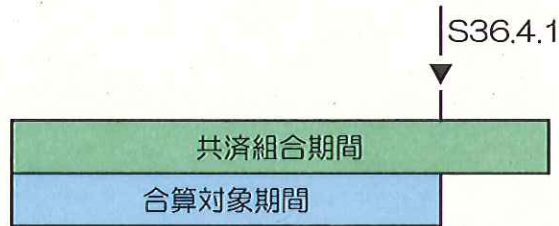


（同条第5項第3号、昭和61年経過措置政令第14条第3項）

昭和36年4月1日以前の厚生年金保険および船員保険の被保険者期間については、昭和36年4月1日以後に国民年金以外の公的年金制度に加入した場合、あるいは国民年金の保険料納付済期間または保険料免除期間を有した場合に限り、算入されます。

ただし、昭和36年4月1日以後の被保険者期間と合わせて1年に満たない場合は、算入されません。

<例13> C15 共済組合の組合員期間（昭和36年4月以後に引き続いている場合に  
限る）



各共済組合の組合員期間については、昭和36年4月1日をはさんで、引き続き当該共済組合に加入していた場合に限り算入されます。

昭和36年11月1日以後に加入者が退職するときには、原則として退職年金に必要な原資を差し引いて退職一時金を支給していることから、退職一時金を受けていても通算対象の期間となります。

ただし、引き続き組合員期間が1年に満たない場合は、算入されません。